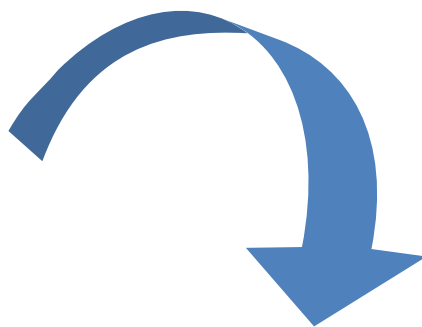


千葉市 地域再生支援事業 (マンション建替え支援)



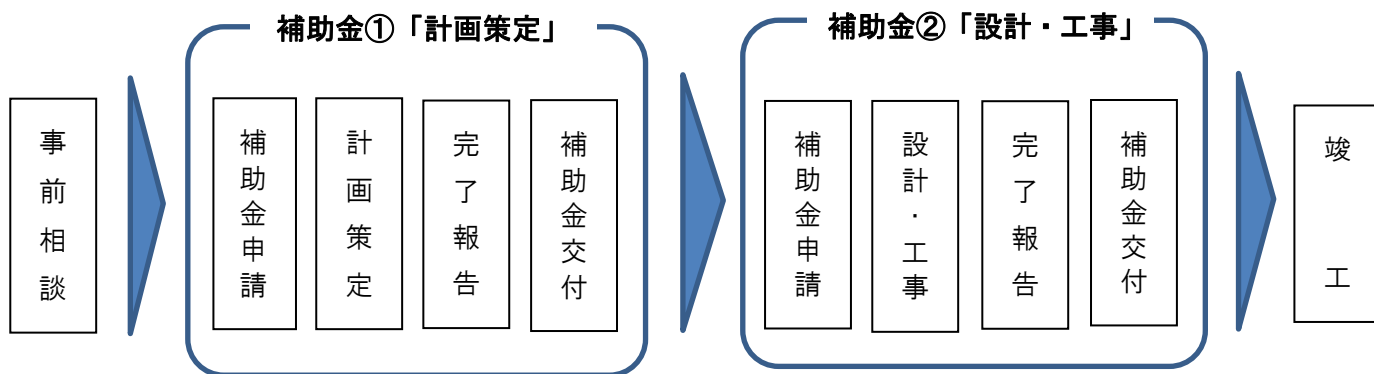
地域再生（イメージ）
築年数の経過したマンション
（団地）の建替えにあわせて
戸建て住宅街区等を創出。



大規模団地の居住環境の再生
（マンション建替え）を進める
管理組合等に対し、計画策定、
設計、工事に要する費用の一部
を助成します！



補助金手続きの流れ（イメージ）



※補助金の交付を受けようとする管理組合等は、上記の手続きとは別に、計画（地域再生計画）の認定手続きが必要です。

※申請手続きを円滑に行うため、住宅政策課との事前相談をお願いします。

※補助要件など事業の詳細は、住宅政策課までお問い合わせください。



平成 31 年度申請受付期間（**計画策定:1 件**）：

2019年 6 月 3 日（月）～6 月 17 日（月）まで

※応募多数の場合は抽選。上記期間内に応募がない場合は、

2019年12月20日(金)まで延長して先着順で受付。

補助対象となるマンション(団地)等

- (1) 耐用年数の1/2以上を経過
- (2) 区分所有者が10人以上
- (3) 敷地面積が原則10,000㎡(1ha)以上
戸建住宅団地を計画する場合は20,000㎡(2ha)以上
- (4) 「計画策定」にあつては建替え推進決議がなされている管理組合、
「設計・工事」にあつてはマンション建替えを行う施行者(建替組合等)



補助対象となる計画(事業)の要件

国の補助要件のほか、次に掲げる要件に適合する必要があります。

(1)近隣環境に配慮し、景観等一体となった計画(事業)であること

○千葉市景観計画に適合するよう努めること など

(2)子育て世帯に配慮した計画(事業)であること

○専有面積が55㎡以上、かつ、一定のバリアフリー化対策やホルムアルデヒド対策等を付した住戸が総住戸数の1/2以上であること など

(3)地域コミュニティ活性化に配慮した計画(事業)であること

○総住戸数に応じた必要面積を有する集会場の設置 など

(4)地球環境に配慮した計画(事業)であること

○次のいずれかの基準を満たすこと
建替え後のマンションについて、
・長期優良住宅の認定
(長期優良住宅の普及の促進に関する法律)
・低炭素建築物の認定
(都市の低炭素化の促進に関する法律)
・建築環境総合性能評価システム(CASBEE)に基づく評価結果Aの取得

(5)防災に配慮した計画(事業)であること

建替え後のマンションについて、
○すべてのエレベーターに予備電源付き地震時管制運転装置の設置
○総戸数に応じた必要面積を有する防災倉庫の設置 など

補助率、補助額

	補助率、補助額
計画策定	計画策定に要する費用の1/2以内(50万円を限度)
設計・工事	設計・工事費用のうち、補助対象*となる設計・土地整備及び共同施設整備等に係る費用の1/2以内(1戸あたり80万円を限度)

*補助対象は、国の優良建築物等整備事業(マンション建替タイプ、市街地環境形成タイプ)に該当する建替え。

※戸数は、従前の戸数(建替え後に戸数が減少する場合は建替え後の戸数)で算定。

※補助限度額の加算(工事費の場合)

- ・市内業者を一定割合以上活用する場合
…1戸あたり10万円
- ・戸建て住宅街区を整備する場合
…1戸あたり20万円

【戸建て住宅街区の要件】

- 当該街区として整備される区域の面積が5,000㎡以上、かつ、従前のマンションの敷地面積の1/4以上
- 当該街区内の建築物は、一戸建ての住宅(建築基準法施行令第130条の3に規定する兼用住宅を含む)とし、かつ、最高高さを10メートル以下とする など

※本市予算の範囲内で補助。

【問い合わせ先】千葉市都市局建築部住宅政策課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター3階
電話 043-245-5809 FAX 043-245-5795
電子メールアドレス jutakuseisaku.URC@city.chiba.lg.jp
ホームページ http://www.city.chiba.jp/toshi/kenchiku/jutakuseisaku/05_index.html